

第6章 再犯防止推進計画

6-1 計画の位置づけと期間

平成 28 年（2016 年）12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国が再犯防止推進計画を策定するとともに、都道府県及び市町村においても「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることが規定されました。

本市においても、「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条の規定に基づく市町村における再犯の防止などに関する施策の推進に関する計画として位置づけ、第 5 次地域福祉計画と一体的に策定しました。

なお、計画の期間は令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間とします。

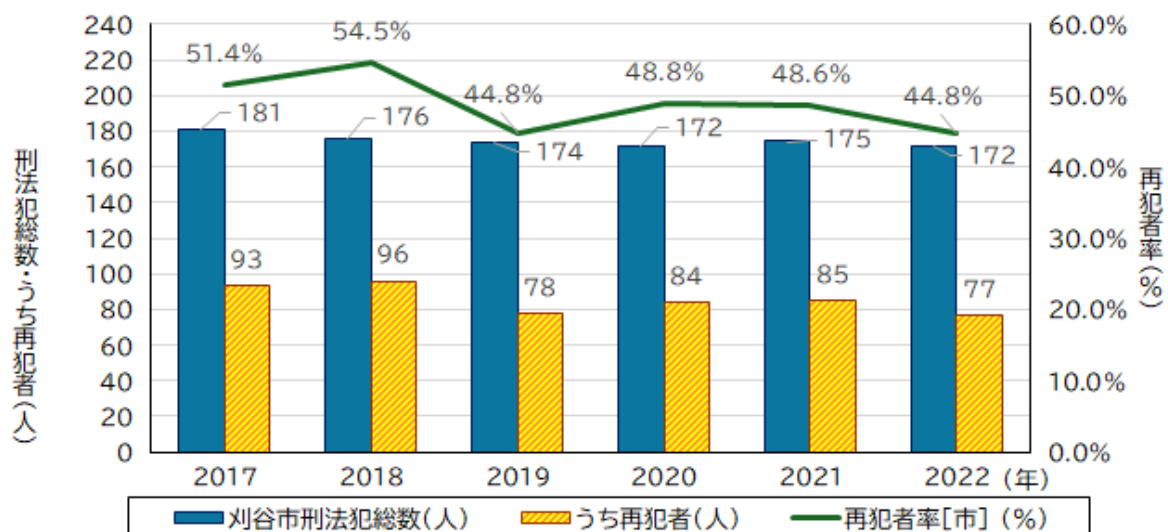
6-2 再犯防止を取り巻く状況

愛知県の刑法犯認知件数は平成 15 年（2003 年）にピークを迎え令和 4 年（2022 年）にはピーク時の約 2 割まで減少しています。一方で全国の刑法犯検挙者数に占める再犯者率は約 5 割に達しており、刈谷市においても約 5 割で推移しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境、仕事や住む所がない、薬物依存がある、適切な福祉サービスを受けられないなど地域で生活する上で困難を抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

住民が安全で安心して暮らせる社会を構築するために、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が極めて重要な課題となっています。

図 6-1 刈谷市内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（少年を除く）



資料：名古屋矯正管区

6-3 施策の展開

【施策の方向】

犯罪や非行をした人の立ち直りを支援し、再犯防止の推進に向けて、官公庁、民間団体や関係機関などの連携強化に取り組みます。また、住民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信について継続・拡充を目指します。

（１）就労・住居の確保

- 犯罪や非行をした人に必要な情報の収集・公開に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく事業など、各種支援につなぎます。
- 就労を希望する高齢者や障害のある人などに対しては、就労機会の提供、就労の継続を図るための相談、指導及び助言などの支援を行います。

（２）保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 年齢、性別、環境などにかかわらず、犯罪や非行をした人が適切な支援を受けられるよう、必要に応じて関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進に努めます。
- 薬物乱用の危険性・有害性を周知するため、保護司会が高校で実施している薬物乱用防止講習会の開催の支援を行います。

（３）学校などと連携した非行防止活動

- 少年の健全な育成及びその非行防止に向け、保護司と学校などとの情報共有を図るとともに、相互協力を努めます。
- 非行防止のため保護司会が実施している防犯パトロールの活動を支援します。
- 更生保護女性会が作成する「愛の標語」を小中学校などに掲示し、非行防止の啓発活動を行います。
- 生活困窮世帯の小中学生などに対し、原則毎週土曜日に、市内施設にて学習支援を実施します。
- 登校できないまたはその傾向がある小中学生の自立や学校復帰などを目的として、平日に市内施設にて「すこやか教室」を実施します。

（４）更生保護団体の活動の促進

- 保護観察所などと更生保護活動に資する情報や福祉サービスに係る情報などを相互に情報共有し、連携を図ります。
- 更生保護団体である保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会の事務局を担い、各団体の活動を支援するとともに、更生保護活動などの事業に対する財政的支援を行い、活動の促進を図ります。
- 保護司として長年貢献いただいた方を顕彰し、その活動や意義を広く周知します。

- 刈谷市保護司推薦会を開催し、地区から推薦された保護司候補者について審議し、保護観察所へ内申します。
- 建設工事に係る総合評価落札方式での入札において、価格以外の評価項目の一つとして「企業の社会性・信頼性、市内活性化・貢献策」を設け、協力雇用主の登録がある場合などに加点することで、協力雇用主制度の普及を図ります。
- 更生保護活動の拠点となる「刈谷保護区更生保護サポートセンター」の場所を提供し、運営や様々な更生保護活動への継続的な支援を行い、関係者が活動に専念できるような環境づくりに努めます。

（５）広報啓発活動の推進

- 犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、強調月間である７月を中心に「社会を明るくする運動」等の啓発活動を行います。

更生保護とは…

犯罪を犯した人や非行のある少年・少女が、社会の中で健全に更生できるよう支援し、再犯の予防を図るための活動です。社会の中で立ち直りを助けるためには、地域住民から、更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。これは、犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。

➤ 保護司会

保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の国家公務員です。個人での活動として、保護観察官と協働した保護観察、住居や就職先などの生活環境の調整や相談に取り組んでいます。保護司で組織された民間のボランティア団体として「社会を明るくする運動」など、多様な活動を展開しています。

➤ 更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年・少女の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。更生保護活動、非行防止活動、子育て支援活動を３つの柱として、多様な活動を展開しています。

➤ 協力雇用主会

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。協力雇用主で組織された刈谷保護区協力雇用主会として、他の関係団体と連携した活動を展開しています。

社会を明るくする運動とは…

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。

- 【主な活動内容】
- ・ イベントなどにおける啓発活動
 - ・ 小中学生への作文募集
 - ・ 市民だよりやホームページなど様々な媒体による広報